

富岡グリーンクラブ会則（平成 29 年度）

第 1 条（名称）

本会は、「富岡グリーンクラブ」と称し、事務局を富岡ゴルフ倶楽部におきます。

第 2 条（目的）

富岡グリーンクラブを通じ会員相互の親睦を図り、同時に健康増進に寄与し、富岡ゴルフ倶楽部にて楽しくプレーしていただくことを目的とします。

第 3 条（入会資格）

- 1、ゴルフを愛し、エチケット、マナーを厳守する方。男女ともに年齢制限なし
- 2、暴力団員および暴力団関係者等の反社会勢力でない方。
- 3、群馬県ゴルフ協会主管の群馬県ゴルフ振興基金にご理解とご賛同をいただける方。

第 4 条（入会手続）

- 1、入会希望者は、本倶楽部に「富岡グリーンクラブ入会申込書」を提出していただきます。
- 2、年間登録料 10,800 円（税込）を、フロントにお支払い下さい。（口座振込または現金書留も可）

第 5 条（登録の期間）

入会後の登録期間は 1 年間（年内の 12 月末日まで）とします。

1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年間会員制。

第 6 条（登録の継続）

継続登録者は期間満了までに年間登録料を添えてフロントにお申込下さい。（口座振込または現金書留も可）

第 7 条（会員の特典）

- 1、富岡グリーンクラブ会員は、本倶楽部が定めた休業日を除く営業日に本ゴルフ場を利用することができ、別に定めた会員料金でプレーする事ができます。但し、他の割引と併用できません。
他社予約サイト（GDO、GORA、VALUE 等）からのご予約は会員料金を適用いたしません
- 2、ゴルフ場が指定した特別営業日につきましては、上記優待料金は対象外とさせていただきます。
- 3、富岡グリーンクラブ会員は、本倶楽部主催の会員コンペに参加する事ができます。

第 8 条（富岡グリーンクラブ会員義務）

会員は次の事項をお守り下さい。

- 1、ご利用に際して本会則、ゴルフ場利用約款その他諸規則を厳守していただきます。
- 3、会則・利用約款の違反、品位を損なう行為、コンペ・競技、優待サービスに対する不正・品格を欠く行為があった場合は資格の一時停止、あるいは除名をさせていただきます。

第 9 条（富岡グリーンクラブ会員資格の譲渡および継承）

会員資格は、ご本人様のみ有効、他人に譲渡および継承することができません。

第 10 条（富岡グリーンクラブ会員資格の喪失）

富岡グリーンクラブ会員は、次の事由が生じたときにその会員資格を失います。

- 1、資格の有効期間が満了した時および任意退会。
- 2、その他の事情で資格の継続が困難なとき。

第 11 条（個人情報取り扱い）

会員の個人情報は当倶楽部のプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。

附則

この会則は平成 29 年 1 月 1 日より施行します。